

平成24年度鳥取県環境影響評価審査会（第2回）次第

日時：平成24年9月12日（水） 午後2時から4時頃

場所：鳥取県議会棟3階 特別会議室（鳥取市東町1-220）

1 開会

2 議題

- (1) 東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）の環境影響評価準備書について
- (2) 鳥取県環境影響評価条例の改正について

3 その他

4 閉会

[資料]

資料1	審査会（第1回）委員意見の概要
資料2-1	住民意見見解に対する審査会委員からの意見
資料2-2	住民意見見解に対する確認事項（事務局作成）
資料3	事務局からの準備書記載事項に関する確認事項
資料4	今後のスケジュールについて
資料5	鳥取県環境影響評価条例の改正について

[参考]

参考1	県常任委員会での意見
参考2	準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解
参考3	関係地域からの準備書に対する意見

（配布済み）

※東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業にかかる環境影響評価準備書及び概要版、並びに資料

（本件に関するお問い合わせ）

環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 後藤田、吉田

電話：0857-26-7876

ファクシミリ：0857-26-8194

E-mail: kankyurikken@pref.tottori.jp

平成24年度鳥取県環境影響評価審査会（第2回）出席者名簿

鳥取県環境影響評価審査会委員

氏名	所属	役職	専門分野	出欠
おかざき まこと 岡崎 誠	鳥取環境大学 環境学部	教授	大気環境、環境政策	○
ますだ たかのり 増田 貴則	鳥取大学 工学部	准教授	水循環、流域管理、GIS、非特定汚染源、廃棄物循環	×
しみず かつゆき 清水 克之	鳥取大学 農学部	講師	灌漑排水、農地水門、水資源管理	×
こだま よしのり 小玉 芳敬	鳥取大学 地域学部	教授	河川地形、堆積相解析、地形実験、砂礫の破碎摩耗、流域の土砂収支	○
かどの あつのぶ 角野 貴信	鳥取環境大学 環境学部	講師	土壌学、植物栄養学、物質循環	○
おかだ たまみ 岡田 珠美	鳥取県生物学会	会員	動物・植物	○
ながまつ だい 永松 大	鳥取大学 地域学部	准教授	植物生態、個体群動態、生物多様性の保全、希少種、自然攪乱	○
たはら まり 田原 麻里	米子工業高等専門学校 物質工学科	准教授	植物生理、植物組織培養	×
たかはし ちぐさ 高橋 ちぐさ	鳥取大学 地域学部	教授	野生高等植物、ゲノム、遺伝子、生物教育、科学教育	○
おぐら ひろか 小椋 弘佳	米子工業高等専門学校 建築学科	助教	景観、地域・都市計画	×
なかだ ゆうこ 仲田 優子	グリーンコープ生協とっとり	理事	自然との触れ合い活動	○
おおいし かずなり 大西 一成	鳥取大学 医学部	助教	公衆衛生学	○
おだ てつや 小田 哲也	鳥取大学 工学部（特別委員）	准教授	内燃機関、液体燃料、微粒化、燃焼特性、有害排出物質	×

8名

（事業者）

8名

	出席者
東部広域行政管理組合	事務局長 加藤 勝茂 事務局次長 山本雅宏 事務局次長兼生活環境課長 松長俊和 生活環境課建設推進室長 稲村明仁 生活環境課建設推進室主任 金岡浩史
一般財団法人日本環境衛生センター	企画事業課課長代理 西 隆行
八千代エンジニアリング	環境計画部 主任 貞森一範 環境計画部 主任 立林泰典

（事務局）

18名

担当課	出席者
生活環境部	部長 中山貴雄 次長 三木文貴
環境立県推進課	課長 白石祐治、課長補佐 後藤田拓也、衛生技師 吉田篤史
水・大気環境課	係長 奥田益算、衛生技師 木下博登
循環型社会推進課	課長 森本智史 課長補佐 荒金 美斗 係長 西山泰司
景観まちづくり課	係長 田中淳一
公園自然課	係長 岸田淳
県土整備局	
技術企画課	係長 山本 公憲
農林水産部	
森林・林業総室	課長補佐 小林宏志 係長 佐々木明仁
水産課	課長補佐 細本誠
教育委員会	
文化財課	文化財主事 岡野 雅則
東部総合事務所生活環境局 環境・循環推進課	副主幹 福田拓

鳥取県環境影響評価条例
(平成10年12月22日鳥取県条例第24号) (抜粋)

(準備書についての知事の意見)

- 第19条 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
- 3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案し、前条の書類に記載された意見に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

(法の対象事業についての意見)

- 第38条 知事は、法第10条第1項又は法第20条第1項の意見を述べようとするときは、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

第10章 鳥取県環境影響評価審査会

(設置)

- 第40条 この条例の規定によりその権限に属する事項を調査審議させるため、鳥取県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(組織)

- 第41条 審査会は、委員15名以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

- 第42条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

- 第43条 審査会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。
- 2 特別委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

- 第44条 審査会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第45条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審査会は、委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第46条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 3 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

- 第47条 審査会の庶務は、生活環境部において処理する。

(運営に関する細則)

- 第48条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

鳥取県環境影響評価審査会公開規程

平成12年9月12日
鳥取県環境影響評価審査会

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取県環境影響評価条例第48条の規定に基づき、鳥取県環境影響評価審査会（以下、「審査会」という）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審査会は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合で公開により調査審議に支障が生じると審査会が認めるときは、非公開とする。その際、会議の冒頭に会長が委員に諮って、公開又は非公開の決定をするものとする。

- ① 希少な動植物に係るもの、企業秘密にかかるものなど鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報が含まれる事項について、調査審議を行う場合。
- ② 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合。

(公開の方法)

第3条 審査会は、前条の非公開の決定をした場合を除き、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることとする。

- 2 傍聴の定員は5人以上とし、会場の収容人員に応じて適宜増員するものとする。

(傍聴の手続)

第4条 傍聴は、先着順に定員に達するまで認めることとする。ただし、定員を超えて傍聴希望者がある場合で、傍聴希望者が資料又は傍聴席がないことを了解した場合、可能な範囲で、できるだけ傍聴を認めることとする。

- 2 傍聴希望者が非常に多数であり、先着順による対応が困難であることが予想される場合、前項によらず抽選により傍聴者を定めることができる。
- 3 傍聴の受付は、原則として、会議開催当日に会場で会議開催の10分前から行うこととする。

(傍聴要領)

第5条 傍聴要領は、別紙1のとおりとする。

(会議開催案内)

第6条 会議の開催を周知するための会議開催案内は、別紙2のとおりとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、平成12年9月12日から適用する。

傍聴要領

鳥取県環境影響評価審査会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻までに、受付を行ってください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 会議を傍聴される方は、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、発言しないことはもとより、拍手その他の方法により、可否を表明したりしないでください。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないでください。ただし、審査会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでください。

鳥取県環境影響評価審査会(第1回)における質疑概要について

5月18日に開催した環境影響評価審査会における質疑応答の概要は次のとおりです。

【大気質】

意見事項	事業者の回答
接地逆転層が意外とあるが、無風状態での振る舞いはどうか。一般的にはない状態と思うが。	長期予測では無風状態は予測しているが、短期予測は想定していない。なぜなら地上が無風でもある程度の高さでは、何らかの風が吹いていること、また煙突からの排出時には、吸引・吹き出しをかけるので、無風状態はまずないと考える。
接地逆転層の崩壊時のシミュレーション結果が他より詳しく出ていないが、ぜひ、一番都合の悪いところの結果をきちんと公開してあげた方がいいのかなと思う。	説明の仕方が逆転層のところ少し足りないのではないかということについては、補完ができるものならば、もう少し補完をしていく。
大気の拡散は多分流体シミュレーションか何かをされていると思うが、大体どれぐらいの精度で予測ができるものか。	今の予測調査は、低い方ではなく、最大値のところまで予測値を出している。どこまで精度かは言い切れない部分があるが、そのために事後調査をして、その検証をし、何か不具合が出る場合は、何らかの改善をしていく形になると思う。
風が吹いてその拡散の具合などの傾向は多分出せると思うが、エンジン等のシミュレーションでは1けたぐらいオーダーが違うことが普通におこる。 提案なのだが、煙突から出てくる気流の速度とか温度とか、計算パラメータについて、公開されてはどうかと思う。	資料編等を今持ってきていないが、資料編にも相当データが入っていると思う。もしその資料編の中に漏れがあるようであれば、 <u>全て基本的にはオープンなので、オープン化をしていきたいと思う。</u>

【水質】

意見事項	事業者の回答
余剰水・生活排水は、除外施設で必要な処理を行った上で、集落排水に放流して、そこで再処理されることになるのか。 また、ここでの処理とはどういったものを除去するのか。	集落排水の放流には、それなりの処理基準があり、場内で中間処理をして集落排水施設につなぎ、そこで再度処理をして放流することになる。 場内で特に変わったものが出ているわけではないので、BOD・SS等の一般的項目。
今のため池の管理はどうなっているのか。見た感じでは上部はほぼ畑で、水は要らないと思ったが。	地元の地権者が管理している。今日の地点からは見えなかったが、実際に水田を作っている。
そうすると今度、調整池ということになったら、農業のためではないから別の管理になると思うが、水の出し方、とめ方等でどれぐらい違いがあるかと考えるか。	まだ下手に何枚か田んぼをつくっておられるので、その辺も考慮した構造・容量の調整池に決めている。

【土壌】

意見事項	事業者の回答
南東の風が卓越しているが、そちら側にサンプル地点はないが、構わないか。今後モニタリングするなら、設けておいたほうが良いと思うが。	当初は、風向が不明で最大可能な円の範囲を設定していたが、風向もわかったので、 <u>言われるとおり、今後の稼働後のことも考えサンプリングしたい。</u>
ばいじんによる周辺土壌への影響調査がダイオキシン類を対象としているが、ばいじんによる土壌影響調査はしないと考えるよいか。	ばいじんは、ダイオキシン類に付着して排出されるので、ダイオキシン類の調査でばいじんの状況はわかると考える。なお浮遊粒子状物質は、10 μ m以下の物質。

また、用語が判らなくて申し訳ないが、ばいじんと浮遊粒子状物質は違うと考えてよいか	
--	--

【動植物等】

意見事項	事業者の回答
植物の移植の勝算は？（特にラン類）	全国の事例を参考に勝算を高めていきたい。
カスミサキシノウオをビオトープに移植するようだが、湧水を入れる仕組みはどうか。また、山の切り盛り工事による湧水への影響はどうか	ビオトープは上流部のため池付近に作る予定で、入ってくる流水を調整していきたい。 山の切り盛り工事は下流域であり、湧水の心配は少ないと考える。上部にビオトープ等を作るため、下流域への損傷を減らすため側溝等を作っていく予定。
動植物の保護について、移動能力の高い動物についての対策というのが余りないように見受けられる。例えばフクロウの生育状況はモニタリングすることで事業の影響は小さいものとなると書いてあるが、何を指しているのかわからない。また、移動通路をつくって、それでつないで生息しやすくする、とあるが、果たしてそこを通過して移動して無事に事が済むのかなという感じで、移動能力の高い動物に関しての対策は打つ手が無いというか、そういう状況なのか。	今の段階ではただ飛んでいるところを見たという状況で、なかなか対策を現段階では打ちにくい。なのでモニタリングというのは、営巣が行われていないかどうか、その辺をモニタリングしていくということで、飛んでいたものがどうのこうのというのはなかなか難しい。 それからもう1点、猛禽類については、ハチクマという種類が多く確認されたが、渡り鳥で、定住しているものではなく、去年の調査で発見された場所と一昨年の調査で発見された場所はそれぞれ違う。ですからなかなか特定することは難しい。
ビオトープについては、アピールする形のビオトープが散見される。保全のためのビオトープを造るのであれば必要と思うが、アピールのためのビオトープであれば力を入れる必要はない気がするが。	ある程度の維持をしないといけないという目的で造る予定なので、当然住民の方に対するアピールというのはまた別な方法があると考えている。

【健康への影響】

意見事項	事業者の回答
工事との因果関係を証明することは全くできないが、アレルギー症状が現れる人が出てくると思われるので、健康状況も見えていく準備があってもいいのかなと思うが。また、稼働後の排出状況は毎日観測して、住民とのコミュニケーションをしっかりとやっていってほしいと思う。	今の施設は、ダイオキシン類を除き、硫黄酸化物、窒素酸化物等を毎時計測し、施設の入口や、住民の要望に応じ住民の方が住んでおられる公園で、状況を表示するように全てなっている。

【事後調査】

意見事項	事業者の回答
事後調査は事業が始まるまでしかないものか。施設稼働後に改善していく努力が必要と考えるが。	稼働後も可能な限り改善は行っていく

住民意見に対する事業者見解に関する審査会委員からの意見

準備書の住民意見に対する事業者見解に関する、審査会委員の方からの意見は次のとおりでした。

【環境保全の見地からの意見について】

(A 委員)

(9) 事後調査

事後調査の期間は、1年間でなく、継続的に調査すべきだというコメントに対して1年間で十分であること（継続的に行わなくてよいこと）を簡潔に示した方が良いかと思います。それとも、見解の「また、・・・法に準拠して実施します」が1年である理由なののでしょうか。だとしたら、そのように伝わりにくいと思います。

【環境保全の見地以外からの意見について】

(B 委員)

(12) 合意形成について

「各集落個別の対応とする」について、各集落からの、実施についての上承はどうだったか。

(13) 情報公開

当然のこととして、情報は、速やかに、包み隠さずが原則。面倒だから隠すというのは、結局余計に面倒を引き起こす元。事業者と住民は対立するものではなく、必要なことを協力して進めていかなければならない。

(14) 工業団地との関連性

環境影響評価の対象でないことは承知だが、影響については関連性があるのが当然と思う。住民の意見に、対象外と突っぱねても同意は得られない。協力して行えば、費用の面でも手間の面でも削減に繋がるのではとも思うが、もっと柔軟性を持った対応はできないのか。

(15) 訴訟関連

完全に、この地区に建設することを前提に進んでいる感触です。そうならば大問題。ほかの候補地を含めて検討中ということですが、ではその候補地での環境影響調査は？この地区だけで行われているなら、住民としては、調査結果にウンといえ、それは建設 OK と言っていることに等しくなってしまう。

(16) 健康影響について

影響については、過小評価してはいけない。一律な基準でよしとできるほどヒトは一様ではない。（同じ環境に暮らす兄弟でもアレルギーを起こす子、そうでない子がいる）出来る限りの対策をとることが第一であるが、それよりもっと前の、「ごみを極力出さない社会」「有害物質を出すごみの減量」を、このごみ焼却場を利用する住民全体の責任として、きちんと徹底することが必要。自分の出したゴミを、誰がどう処理して、その結果だれにどんな影響を及ぼすのか、立地する地区の住民だけが知ればいい問題ではない。

準備書住民意見に対する事業者見解及び方法書知事意見の見解についての確認事項
(住民意見および県議会等からの意見)

住民意見及び県議会等の意見を勘案し、事務局として現時点で、審査会の場で確認する必要がある意見についてまとめました。

総括事項に関する確認事項

処理方式	処理方式決定に係る今後の予定及び決定後の環境影響評価上の対応を明らかにしてもらいたい。
合意形成等	方法書知事意見において、「環境影響評価の実施に当たっては住民からの要望等に十分に配慮する」ように記載していたが、その対応状況について明らかにして頂きたい。
工業団地との関連性	隣接する工業団地の整備事業について地域の将来環境の状態としてどのように勘案されたのか。 また方法書知事意見に対する事業者見解では、計画の内容が明らかになった時点で検討するとあるが、今後の予定はいかがか。

個別事項に関する確認事項

【大気質】

大気の予測について	P1 第2,3項目 煙突排ガスの拡散計算式の選択において、地形の地域特性の観点を考慮したと思うが、明らかにしてもらいたい。
-----------	--

【水質】

地下水について	P3 地下水の調査地点について、代表的な地下水脈の2箇所であるということだが、その根拠について、明かにして頂きたい。
---------	---

【全体事項】

調査対象範囲について	環境保全に関して特に配慮を要する学校等や直近民家における環境影響を懸念する声があるが、大気・騒音・土壌等の環境影響をどのように評価しているのか。 また、これらの事後調査を実施するかどうか考えについてお聞きしたい。
------------	---

「東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業 環境影響評価準備書」に関する確認事項
(環境影響評価審査会事務局)

庁内各課から頂いた意見等を集約し、現時点で審査会にて確認することが必要と考えた意見等は次の18題です。

【統括的事項】

住民意見に対する事業者見解について
準備書住民意見に対する事業者見解について、環境保全の見地及びそれ以外の意見として区別してあるがこの根拠は。
寄与率について
方法書知事意見において、「環境影響評価の実施にあたっては、単に環境保全目標と比較するのではなく、現況の環境を極力悪化させないという観点から評価するとともに～」とあるが、寄与率等の考え方による検討は。
予測範囲について
取付道路による環境影響については、工事計画に含まれているか、また道路の拡幅の予定は。

【大気質】

項目について(準備書 7-62)
煙突排ガスの排出による塩化水素の長期平均濃度及びダイオキシン類の短期平均濃度が予測項目として選択されない理由。
複合影響について(準備書 7-64 等)
施設供用時の煙突排ガスの排出による環境影響と廃棄物運搬車両等の走行に伴う環境影響との複合的な影響の検討状況。
予測式について(準備書 7 - 67)
大気質の長期予測にかかる排ガス予測式において、パフ・ブルーム式を用いて地上の気象データを使用しているが、高層気象データとの風向の違いについて。

【騒音・振動】

深夜騒音について(準備書 7 - 121)
騒音の予測結果が公害防止条例で定める深夜騒音基準を超過しているが、保全措置等の対応は。

【水質】

降水の影響について(準備書 7 - 187)
敷地内への降水は調整池で貯留後、農業用水として公共用水域へ流下させるとのことか。その場合、想定以上の降水があり調整池からあふれた場合の対策は。また、これらの水質による環境影響はどう検討されたか。
除外施設について(準備書 7 - 187)
プラント系排水等は再利用し、その余剰水及び生活排水は除外施設により必要な処理を行った上で集落排水を処理施設へ放流する計画とされているが、その具体の想定排水量や除外施設の方法は。

【土壌】

土地の利用履歴について(準備書7 - 194)
事業敷地内における有害物質等の漏洩・地下浸透による土壌・地下水汚染の懸念を踏まえ、事後調査やモニタリングを行う考えは。
地質について(準備書7 - 192)
必要に応じて地盤改良を行うとなっているが、こういった種類の改良を実施するのか、その内容は。

【生物関係】

植物について(準備書7 - 226等)
環境保全措置により移植を行った種その後のモニタリング結果を、どのようにその種の保全に繋げていくのか具体的な手法の記載が必要では。
生態系について(準備書7 - 404, 412)
・フクロウの生息環境については、図 7-4-4.9 に黄色破線で示される縄張りで「谷底平野-水田等」の生態系が消失するなど環境が大きく変化するものと考えられ、それに対する環境保全措置と評価について検討が必要と思われるがいかがか。
・谷底平野-水田等の生態系に関わりを持つ生物全般についての代償措置の検討の必要性はどうか。

【廃棄物・温室効果ガス】

再利用・再資源化について(準備書7 - 446)
建設工事に伴い発生する産業廃棄物の再利用、再資源化について、具体的な手法はどうか。
発生残土等について(準備書7 - 447)
土地の造成工事に伴い発生する残土や伐採木等の廃棄物について記述及び環境影響が不明。
温室効果ガス等について(準備書7 - 452)
施設稼働中に使用する燃料は灯油だけでよいか。廃熱利用の計画はどうか。

【事後調査】

モニタリング項目について(準備書10 - 2、3)
供用時におけるモニタリング項目として大気質のみを選定した理由。
モニタリング内容について(準備書10 - 2、3)
事後調査、個別法に基づく定期調査に加えて環境保全協定等に基づく自主調査が想定されるが、それらの予定及び内容は。

今後のスケジュールについて

9月12日(水) 第2回環境影響評価審査会

(審査会での意見を集約)

10月初旬 第3回環境影響評価審査会(県知事意見(素案)の提示)

(審査会での意見を集約)

10月中旬 第4回環境影響評価審査会(県知事意見(案)の提示・確認)

10月31日までに、事業者へ県知事意見を提示

ご意見募集

応募期限 平成24年9月27日(木)まで

「鳥取県環境影響評価条例の改正案」について
ご意見をお寄せ下さい。

鳥取県環境影響評価条例は、施行後10年が経過して社会を取巻く状況が変化しており、一体的に運用される環境影響評価法の改正に加え、状況の変化に応じた必要な措置を講じる必要があるため見直しを検討していますので、改正案について県民の皆様からのご意見を募集いたします。

【環境影響評価制度：開発事業の実施に当たり、環境影響をあらかじめ事業者自らが調査・予測・評価し、その結果を公表して意見を聴き、環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げる制度】

環境影響評価条例の改正案の概要

1 法改正等に伴う条例の改正

(1) 計画段階配慮書の手続の新設

- ・ 事業の位置・規模等を選定する段階（計画立案段階）で、環境保全のために配慮すべき事項の検討を行い、その結果を計画段階配慮書として作成・公表することを義務化

(2) 事後調査報告書公表の義務化

- ・ 事後調査報告書（事業着手後の環境影響を把握する調査の結果や評価を記載した報告書）の公表を義務化

(3) 風力発電所を対象事業に追加

- ・ 騒音・低周波音や希少な鳥類の衝突事故等の環境影響が指摘されていることから、風力発電所の事業を対象事業に追加
- ・ 対象規模：一般地域 1万kW以上 / 特別地域 7,500kW以上

2 本県独自の検討による条例の改正

■ 特別地域の見直し（*特別地域：環境の保全に関して、特に配慮を要する地域）

- ①【追加】「東郷池水質管理計画」の対象地域
- ②【範囲明確化】「湖山池水質管理計画」の対象地域（現行：「湖山池及びその流域」）

3 施行日等

- (1) 平成25年4月1日施行（予定）
- (2) 改正後の条例の施行に伴う経過措置を設ける

【鳥取県環境影響評価条例の改正案の入手方法】

- ・ 鳥取県のホームページ（アドレスは下記）からダウンロードできるほか、県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館及び市町村役場でも入手できます。

【応募方法】

- ・ 様式は自由です。（裏面をご利用ください）
 - ・ 郵送、ファクシミリ、電子メールでお寄せいただくか、県庁県民課、各総合事務所県民局及び県立図書館に設置している意見箱へ投函してください。市町村役場窓口でも応募できます。
- ※上記以外の方法（電話等）によるご意見は受け付けかねますので、あらかじめご了承ください。

【結果の公表】

いただいたご意見については、取りまとめの上、それに対する考え方と併せてホームページ等で公表します。

【応募・問合せ先】

鳥取県生活環境部環境立県推進課

郵 送：〒680-8570（郵便番号のみで届きます）
電 話：0857-26-7876
ファクシミリ：0857-26-8194
電子メール：kankyurikken@pref.tottori.jp
ホームページ：http://www.pref.tottori.lg.jp/204056.htm



「鳥取県環境影響評価条例の改正案」 に対する意見応募用紙

(応募先) 〒680-8570 (住所記載不要)
鳥取県生活環境部環境立県推進課
ファクシミリ 0857-26-8194

ご意見欄	
------	--

※ ご協力ありがとうございました。差し支えない範囲で、下記にもご記入ください。

お住まい の市町村	
年 代	<input type="checkbox"/> 10歳代以下 <input type="checkbox"/> 20歳代 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳代以上
性 別	

鳥取県環境影響評価条例等の改正案の骨子

平成24年9月7日
環境立県推進課

環境影響評価法については、その施行を通じて明らかになった課題等に対応するために改正（平成23年4月公布、平成25年4月完全施行）され、併せて、法対象事業として、風力発電所が追加されました（平成24年10月施行）。
法と一体的に運用している、鳥取県環境影響評価条例及び同条例施行規則についても、施行後10年が経過して社会を取巻く状況が変化しており、法改正に加え、状況の変化に応じた必要な措置を講じる必要があることから改正を行います。

1 法（政令）改正に伴う条例等の改正

(1) 計画段階配慮書の手続の新設

法改正	○ 事業の早期段階における環境配慮を図るため、事業の位置・規模等を選定する段階（計画立案段階）において、環境の保全のために配慮すべき事項の検討を行い、その結果を計画段階配慮書として作成・公表することを義務化
条例改正	【現行】計画段階配慮書の規定なし ----- 【改正案】条例においても、 <u>計画段階配慮書の作成・公表を義務化</u> （条例の全ての対象事業を対象）

(2) 事後調査報告書公表の義務化

法改正	○ 事業着手後の環境保全措置の実施状況を明らかにすることは、環境影響評価後の環境配慮の充実に資することから、 <u>環境保全措置等の実施状況についての公表等を義務化</u>
条例改正	【現行】県の技術指針に基づく事後調査報告書の作成・送付を義務化 ----- 【改正案】 <u>事後調査報告書の公表を義務化</u> なお、事後調査を実施しない場合は、準備書及び評価書への理由の記載を義務化

*事後調査：事業の工事着手後に当該事業に係る環境影響を把握するために行う調査

(3) 風力発電所を対象事業に追加

法（政令）改正	○ 再生可能エネルギーとして導入が期待される一方、騒音・低周波音や希少な鳥類の衝突事故等の環境影響が指摘されていることから、 <u>風力発電所の設置・変更工事の事業を法対象事業に追加</u> （法的関与要件+規模要件） ・対象規模 第1種 1万kW以上 / 第2種 7,500kW以上 1万kW未満
条例（規則）改正	【現行】風力発電所は対象事業外 ----- 【改正案】条例においても、 <u>風力発電所の事業を対象事業に追加</u> （規模要件のみ） ・対象規模 一般地域 1万kW以上 / 特別地域 7,500kW以上

2 本県独自の検討による条例等の改正（現行条例の見直し）

(4) 特別地域の見直し【改正案】

新規追加	① 「東郷池水質管理計画に規定する対象地域（東郷池及びその流域）」を特別地域（事業の種類によって対象とする地域）に追加
範囲明確化	② 現特別地域の「湖山池及びその流域」について、「湖山池水質管理計画に規定する対象地域（湖山池、湖山池流域及び湖山川流域）」とし、範囲と根拠を明確化

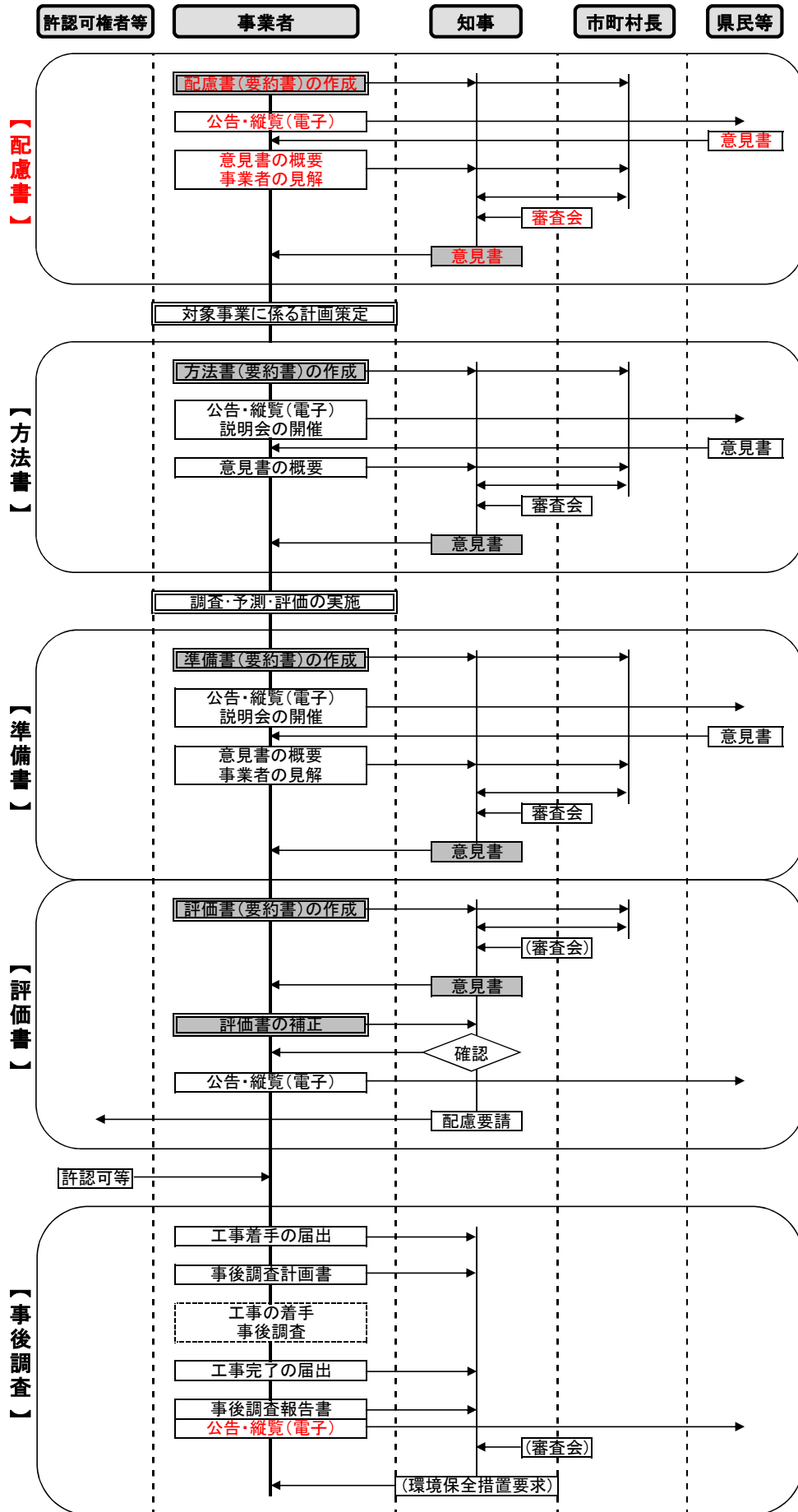
*特別地域：環境の保全に関して、特に配慮を要する地域

3 施行日等

- (1) 平成25年4月1日施行（予定）
- (2) 改正後の条例の施行に伴う経過措置を設ける

鳥取県環境影響評価条例の手続の流れ(案)【H250401施行】

赤字:変更箇所



【配慮書】
事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項の検討結果(複数案検討が基本)をまとめたもの。

【方法書】
環境影響評価(調査、予測、評価)を行う方法をまとめたもの。

【準備書】
環境影響評価の結果及び保全対策などをまとめたもの。

【評価書】
準備書に対する意見を踏まえて、必要に応じてその内容を修正したもの。

環境影響評価の対象事業及び規模

事業の種類	環境影響評価法		鳥取県環境評価条例	
	第一種事業	第二種事業	一般地域	特別地域
道路 高速道路 首都高速道路等 一般国道 国道以外の道路 大規模林道	すべて 4車線以上のもの 4車線、10km以上 幅6.5m、20km以上	- - 7.5km以上10km未満 幅6.5m、15km以上20km未満	- - 4車線、10km以上 } 4車線、7.5km以上 又は2車線、15km以上 (農林道も含む)	- - }
河川 ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路	すべて 10km以上	7.5ha以上100ha未満 7.5ha以上100ha未満 7.5ha以上100ha未満	湛水面積100ha以上 湛水面積100ha以上 湛水面積100ha以上	湛水面積 75ha以上 改変面積 75ha以上 改変面積 75ha以上
鉄道 新幹線 在来線	すべて 10km以上	7.5km以上10km未満	-	-
飛行場 (滑走路) 延長	2500m以上 500m以上	1875m以上2500m未満 375m以上 500m未満	10km以上 2500m以上 500m以上	7.5km以上 1875m以上 375m以上
発電所 水力 火力 地熱 原子力 風力	出力 3万kw以上 出力 15万kw以上 出力 1万kw以上 すべて 出力 1万kw以上	2.25万kw以上 3万kw未満 11.25万kw以上15万kw未満 7500kw以上 1万kw未満 - 7500kw以上 1万kw未満	出力 3万kw以上 出力 15万kw以上 出力 1万kw以上 - 出力 1万kw以上	2.25万kw以上 11.25万kw以上 7500kw以上 - 7500kw以上
廃棄物最終処分場	埋立面積30ha以上	25ha以上 30ha未満	埋立面積25ha以上	埋立面積18ha以上
公有水面埋立及び干拓	50haを超	40ha以上 50ha以下	50haを超	40ha以上
土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	-	-
工業団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	-	-
流通業務団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
宅地の造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
港湾計画	埋立等区域300ha以上	-	-	-
廃棄物処理施設 ごみの焼却 し尿処理	-	-	100t/日以上 100kl/日以上	75t/日以上 75kl/日以上
工場の新築、増築 排水 排ガス	-	-	1万m ³ /日以上 4万Nm ³ /時以上	7500m ³ /日以上 3万Nm ³ /時以上
ゴルフ場又はスキー場	-	-	50ha以上	37.5ha以上
レジャー施設 (ゴルフ場、スキー場を除く)	-	-	75ha以上 (土地改変区域に限る)	50ha以上 (土地改変区域に限る)
岩石等採取事業	-	-	50ha以上	37.5ha以上
大規模畜産団地造成事業 (草地造成を含む)	-	-	75ha以上	50ha以上
複合開発事業	-	-	明文化	明文化

注) 一般地域：特別地域以外の地域 / 特別地域：開発における環境の保全に関して特に配慮すべき地域として定めたもの(国立公園等)
 法対象事業：「法的関与要件」+「規模要件」、 条例対象事業：「規模要件」のみ / 港湾計画については、港湾計画の対象となる
青字箇所：法(政令)改正、赤字箇所：条例(施行規則)改正案

特 別 地 域 【改正案】

事業の種類	すべての事業に共通の地域	事業の種類によって対象とする地域
<ul style="list-style-type: none"> 道路（4車線以上の新設・4車線以上の改築） 鉄道及び軌道 飛行場 	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園法の規定により指定された国立公園又は国定公園 鳥取県立自然公園条例の規定により指定された特別地域 鳥取県自然環境保全条例の規定により指定された自然環境保全地域 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により指定された特別保護地区 ハマナス自生南限地帯（※1） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園 ○ 保育所及び患者の収容施設を有する診療所 ○ 上記施設を有する1kmの区域 ○ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
<ul style="list-style-type: none"> ダム、堰、湖沼水位調節施設及び放水路 公有水面の埋立て及び干拓 土地区画整理事業 流通業務団地造成事業 工業用地、住宅用地その他の宅地の造成 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 中海湖沼水質保全指定地域等（※2） ○ 湖山池流域（※3） ○ 【新】東郷池流域（※4）
<ul style="list-style-type: none"> 発電所（水力・火力・地熱） 廃棄物焼却施設、し尿処理施設、廃棄物最終処分場 畜産団地造成事業 ゴルフ場又はスキー場、その他の運動・レジャー施設 工場等の設置 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 中海湖沼水質保全指定地域等 ○ 湖山池流域 ○ 【新】東郷池流域 ○ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法に規定する指定水域及び指定地域（※5）
<ul style="list-style-type: none"> 道路（4車線以上の新設・4車線以上の改築を除く） ・【新】発電所（風力） ・岩石等採取事業 		<ul style="list-style-type: none"> ○ なし
<ul style="list-style-type: none"> 条例別表第6号から第13号までに掲げる2以上の事業の種類を併せて行う事業 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 併せて行う事業の種類に応じ、それぞれの事業の対象とする地域

■ 赤字：改正箇所

(※1) 昭和58年文部省告示第90号
(※2) 平成元年総理府告示第5号
(※3) 「湖山池水質管理計画」の対象地域
(※4) 「東郷池水質管理計画」の対象地域
(※5) 規則で定める指定水域及び指定地域なし（平成24年8月末現在）